

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
川田工業株式会社(富山県南砺市苗島4760)[1000002828]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年3月9日 ~ 令和3年4月8日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格者及び当該有資格者の使用人は、長野県が発注した道路工事において、平成31年2月23日仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させ、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者及び使用人が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第13号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)